

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月16日（平成29年（行情）諮問第250号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行情）答申第372号）

事件名：平成26年度厚生労働科学研究費補助金による「ビキニ水爆関係資料の整理に関する研究」における会議の日程等が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成26・27年度総括・分析研究「ビキニ水爆実験関係」厚労科研費研究班の会議の日程・回数・各議事録・記録（以下、「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年4月13日付け厚生労働省発健0413第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

平成26・27年度総括・分析研究「ビキニ水爆実験関係」・厚労科研費研究班の会議の日程・回数・各議事録・記録は当然保管すべきである。国費を使用した研究経過は国民に知らせるべきであり、この研究班報告書が極めて非科学的であり、事業決算にも疑問があり、会計検査院にも調査を依頼している。

##### （2）意見書

ア 平成26・27年度総括・分析研究「ビキニ水爆実験関係」・厚労科研費研究班の会議の日程・回数は、ホームページにも公開されているにも関わらず、資料が不存在というのは、いったい何を貴審査会は審査されたのでしょうか。基本的な情報公開する姿勢に疑問を感じます。

イ この報告書は、800万円以上の国費を使いながら、使いものにな

らないような非科学的内容であり、市民がいかなる研究協議をしたのか疑問をいただくのは当然のことです。不正な国費の支出にあたる報告書を依頼した厚労省の責任で自ら調査すべきである。

ウ 同時に審査請求した特定審査請求について貴審査会の回答が未だに届いていません。特定会議は、意見書さえも特定部に未提出です。

※ 添付資料省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年3月6日付け（同月8日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年4月22日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、本件対象文書に関して行われたものである。

このため、平成26年度厚生労働科学研究費補助金による「ビキニ水爆関係資料の整理に関する研究」及び平成27年度厚生労働科学研究費補助金による「ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究」における会議の日程・回数・各議事録・記録を本件対象文書として特定した。

(2) 原処分の妥当性について

厚生労働科学研究費補助金により行われる研究等事業の主体は、当該補助金の交付を受けて研究等を実施する研究者等であることから、当該研究等事業に関する文書は「厚生労働科学研究費補助金等取扱規定（平成10年厚生省告示第130号）」（以下「取扱規程」という。）に基づき、研究者等から厚生労働省に提出・報告されるものを除き、厚生労働省において保有するものではない。

本件対象文書に係る研究事業において、取扱規程16条の規定に基づき、研究者から処分庁へ事業実績報告書及び研究報告書が提出されており、事業実績報告書について確認したところ、経費に係る記載箇所はあるものの、「会議の日程・回数・各議事録・記録」は記載されていなかった。

また、研究報告書（「ビキニ水爆関係資料の整理に関する研究」平

成26年度 総括・分担研究報告書）、（「ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究」平成27年度 総括・分担研究報告書））について確認したところ、「会議の日程・回数・各議事録・記録」は記載されていなかった。

なお、これらの報告書のうち研究報告書については国立保健医療科学院のホームページにおいて、公開されている。

さらに、取扱規程15条の規定に基づき、厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業等の進行状況の報告を求めることができるが、本件対象文書に係る研究事業について、「会議の日程・回数・各議事録・記録」に関する報告を求めたことはない。

なお、本件審査請求を受けて、念のため、本件対象文書を保有していないか、担当課の書棚を探索したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象文書を作成・取得していないとする処分庁の主張に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書は当然保管すべきである。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記3（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年6月16日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年7月18日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年11月16日   | 審議                |
| ⑤ 同年12月7日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）の3において、本件対象文書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

厚生労働科学研究費補助金により行われる研究等事業の主体は、当該補助金の交付を受けて研究等を実施する研究者等であることから、当該研究等事業に関する文書は取扱規程に基づき、研究者等から厚生労働省に提出・報告されるものを除き、厚生労働省において保有するものではない。

本件対象文書に係る研究事業において、取扱規程16条の規定に基づき、研究者から厚生労働大臣へ提出された事業実績報告書及び研究報告書を確認したところ、「会議の日程・回数・各議事録・記録」は記載されていなかった。

さらに、取扱規程15条の規定に基づき、厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業等の進行状況の報告を求めることができるが、本件対象文書に係る研究事業について、「会議の日程・回数・各議事録・記録」に関する報告を求めたことはない。

なお、本件審査請求を受けて、念のため、本件対象文書を保有していないか、担当課の書棚を探索したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象文書を作成・取得していないとする処分庁の主張に不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

当審査会において、諮問庁から、取扱規程並びに事業実績報告書及び研究報告書の提示を受け、確認したところ、以下のとおりであった。

ア 取扱規程について

取扱規程16条に事業実績報告書に研究報告書を添えて提出しなければならない旨、定められていた。また、取扱規程15条において、厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業等の進行状況の報告を求めることができるとされていた。

イ 厚生労働省への提出物について

取扱規程16条に基づき、厚生労働省に提出された本件対象文書に係る研究事業についての事業実績報告書及び研究報告書には、「会議の日程・回数・各議事録・記録」の記載は認められなかった。

以上のことから、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存在しない。また、探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子